

電子申請方式に関する問い合わせ

- ・就労実績報告作成ツールに関すること
- ・電子申請専用サイトに関すること
- ・電子申請を含めた掛金納付状況に関すること

建退共本部電子申請方式専用ヘルプデスク

0120-006-175

※受付は、土・日・祝日・年末年始を除く、平日9:00~17:00です。

その他、退職金を受け取る手続きや手帳の更新手続き、建退共制度について詳しいことを知りたいときは、お近くの建退共各都道府県支部または建退共本部にお問い合わせください。

—— 建退共本部電話番号 ——

- 退職金請求関係 03(6731)2846
- 手帳更新関係 03(6731)2850
- 掛金納付関係 03(6731)2832

建退共制度の 電子申請による 掛金納付方式導入の お知らせ

建退共は
建設業で働く
労働者のための
退職金制度です。



令和2年10月1日より建退共の掛金納付方法に「電子申請方式」が追加されることとなりました。

半年間はシステム運用に万全を期すため、ご協力いただける元請企業のみで試行的に実施し、令和3年3月末までに全面的・本格的実施を予定しております。

1

電子申請による掛金の納付について

これまでの証紙貼付による納付方式と、新たに電子申請による納付方式の2種類となり、事業主が選択できるようになります。手帳は両方の方式に対応しております。

電子申請による納付

- 事業主がページーまたは口座振替によって建退共に納めた金銭から掛金を充当しますので、賃金の支払いを受ける都度、手帳を提出する必要はありません。
- 事業主が被共済者の就労状況を建退共へ報告し、その報告に基づき掛金納付実績に加算していきます。

※証紙貼付による納付方法はこれまでどおり変更ありません。

3

掛金納付状況の通知について

- 掛金納付月数(証紙貼付及び電子申請により掛金納付された日数を合計した21日分を1カ月として換算した月数)が12月に達したとき及び掛金納付月数60月ごとに掛金納付状況を本人へ通知します。
- 上記以外でも掛金納付状況を知りたい場合は事業主または建退共に申し出てください。
- 事業主には、掛金納付される都度、掛金充当書が発行され、掛金の納付状況が確認できます。

2

手帳の更新時期について

- 250日分の証紙を貼り終えた場合、または手帳の表紙に記載されている次回更新時期(令和2年11月以降発行の手帳)が到来した場合に新しい手帳に更新しますので、事業主に提出してください。
- 手帳の更新は、原則として手帳交付日から9カ月を超えないとできません。

ここが変わる!!

建退共の 主な変更内容

